

承認第10号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告しその承認を求める。

令和6年9月9日提出

山江村長 内 山 慶 治



(提案理由)

淡島日暮橋の災害復旧に伴う配水管布設事業を本年8月中に施行する必要性が生じたため、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を専決処分したものである。

専第10号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和6年8月6日

山江村長 内山 慶治



専第10号

令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第 1 条 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第 2 条 令和6年度山江村簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科 目)				
第 3 款	資本的収入	28,456 千円	1,000 千円	29,456 千円
第 1 項	企業債	3,300 千円	1,000 千円	4,300 千円
支 出		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科 目)				
第 4 款	資本的支出	58,581 千円	1,000 千円	59,581 千円
第 1 項	建設改良費	1,000 千円	1,000 千円	2,000 千円

(企業債)

第 3 条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	3,300千円	普通貸付 (証書借入)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	4,300千円	同左	同左	同左

令和6年8月6日専決

山江村長 内 山 慶 治



令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補 正 額	計
3 資本の収入			28,456	1,000	29,456
	1 企業債		3,300	1,000	4,300
		1 建設改良企業債	3,300	1,000	4,300

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補 正 額	計
4 資本の支出			58,581	1,000	59,581
	1 建設改良費		1,000	1,000	2,000
		1 建設改良費	0	1,000	1,000

令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書

資本的収入及び支出

収 入

(款) 3 資本的収入		(項) 1 企業債		(単位：千円)	
目	節	既決予定額	補 正 額	計	備 考
1 建設改良企業債		3,300	1,000	4,300	
	1 建設改良企業債	3,300	1,000	4,300	企業債 1,000

支 出

(款) 4 資本的支出		(項) 1 建設改良費		(単位：千円)	
目	節	既決予定額	補 正 額	計	備 考
1 建設改良費		1,000	1,000	2,000	
	34 工事請負費	0	1,000	1,000	日暮橋配水管布設替工事 1,000